



社会福祉法人延寿会 児童養護施設

アリスとテレス



寄附金のお願い

～ 子ども達の夢や希望の実現のために ～

児童養護施設「アリスとテレス」は、様々な事情により自分の家で生活することが難しい子ども達（幼児から高校生まで）が、「もうひとつの家」として暮らしている県内で最も新しい施設です（11番目）。地域の皆様からの、温かいご支援や物品寄附、ボランティア活動などに支えられ、昨年、設立10周年を迎えることができました。

私たち職員は、子ども達と関りをもった瞬間から、親や家族の様に生活を共にし、自立を目指し、夢や希望を実現できるよう全力でサポートしております。

令和4年6月の児童福祉法の改正（施行は令和6年4月から）により、入所の年齢制限（原則は18歳。最長22歳まで）が撤廃されましたが、多くの子ども達は18歳をもって退所（自立）している現状です。

退所した子ども達は、自立して家庭をもつ者、自ら近況を知らせる者もいる一方で、連絡をとることも難しくなるケースや、離職や借金等で生活に困窮するケースなどもあります。

児童福祉法は、施設に対して、退所者に対する相談や自立のための援助を行う役割（アフターケア）を求めています。退所後に困難な壁にぶつかったときに、親や家族を頼りにすることができない子ども達にとって、施設は大きな拠り所ところとなっております。

私たち職員は、退所した子ども達の生活状況の確認を行い、必要に応じて相談や関係機関に引き継ぐなどの支援を続けております。しかし、マンパワーや資金不足などから、退所時・退所後の支援が十分にできていない状況にあります。進学や就職で施設を退所し、自立していくためには、様々な経費（例えば、受験料、入学金、アパートの敷金・礼金、生活家具、電化製品、交通費等）が掛かります。しかし、ほとんどの場合は、国の支援範囲を超えてしまいます。不足する部分は、皆様からの物品のご寄附や施設の持ち出しとなっております。更に、退所後のアフターケアに係る経費（交通費や必要経費等）も施設の持ち出しとなっております。

そこで、アリスとテレスでは、令和5年度から、退所した後も支援が続けられる体制づくりとして、他の児童養護施設と同様に、地域の事業者や個人から頂戴した浄財（寄附金）を活用して参りたいと考えております。

当法人に対する寄附金には、税制上の優遇措置（個人の場合は所得控除、法人の場合は損金算入）があります。どうか、施設の子どもの現状についてご理解を賜り、ご支援をお願い申し上げます。

開設後に18歳で退所した児童の進路

退所年度末	性別	進路先	住まい
H27	男	就職	グループホーム
H28	男	就職	グループホーム
	女	大学	アパート
H29	男	就職	会社寮
H30	男	大学	アパート
R2	男	就職	グループホーム
	女	就職	会社寮
R3	男	就職	アパート
	女	就職	グループホーム
R4	男	大学	アパート
	男	大学	アパート

児童養護施設とは

児童養護施設は、児童福祉法 第41条に定められた児童福祉施設で、様々な事情により、家族による養育が困難な子どもが生活しています。



アリスとテレスの措置児童数と職員数(令和5年4月10日現在)

性別	幼児	小学生(1年~3年)	小学生(4年~6年)	中学生	高校生	計	職員
男	2	2	6	4	3	17	11
女	4	1	3	4	4	16	18
計	6	3	9	8	7(高3:2名)	33	29

アリスとテレスの生活の様子



5月 バーベキュー



7月 流しそうめん



ベランダピクニック



8月 キャンプ



誕生日会



10月 アリテレ祭り



12月 クリスマス会



3月 スキー

寄附金に関する税制上の優遇措置について

当法人への寄附金については、寄附金控除等、税制上の優遇措置が受けられます。

※詳しくは所轄の税務署にお問い合わせ頂くか、国税庁ホームページ(以下のQRコード)をご覧ください。

個人の方

所得税控除制度の対象になります。



法人の方

寄附金の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で、損金算入をすることができます。



寄附金に関する施設へのお問い合わせ先



社会福祉法人延寿会 児童養護施設アリスとテレス 担当：植木、^{まのめ}馬目、青木

住所：329-0112 栃木県下都賀郡野木町南赤塚 1219-3

電話番号：0280-57-0015 メールアドレス：k-aristoteles@chorus.ocn.ne.jp



アリスとテレス HP